

## 第22期 第2回 福岡県豊前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和3年7月19日(月) 13:54~15:06

2. 場 所 豊前海水産会館(京都郡苅田町磯浜町1-2-6)

### 3. 出席者

福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員 10名

### 4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 2名

福岡県農林水産部水産局水産振興課 1名

福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所 1名

### 5. 議題及び議決内容

#### (1) 福岡県資源管理指針の一部改正について(協議)

(説明)

水産振興課から資料1に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員:資源管理指針は令和5年度までに資源管理協定に移行し、廃止されるということだが、いつ頃廃止されるのか

水産振興課:今年度は準備を行い、令和4年か令和5年になるかと思う

(審議結果)

原案のとおり指針の一部を改正することが適当である旨を回答することとなった

#### (2) 集魚灯利用すくい網漁業の許可について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員:集魚灯利用すくい網の操業区域が地先に限定されているが、操業区域を広く共有しないと利益が上がらないのではないかと

委員:集魚灯利用すくい網は、集魚灯を使うので広範囲で操業すると影響が大きいため、対象種を「あみ」に限定して操業区域も地先に限定している

(審議結果)

要望のとおり、操業期間の延長を承認した

#### (3) 第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について(協議)

(説明)

事務局から資料3に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおりの方針で、第22期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会に臨むこ

とが決定された

**(4) ポンプを使用して生じる水流を利用する漁法の禁止に係る委員会指示について（協議）**

（説明）

事務局から資料4に基づき、説明がなされた

（主な審議や意見）

委員：ポンプを使用すると、海底を耕耘する効果もあるので、一律禁止でなくてもよいのではないか

委員：ポンプを使用した漁法は効率が良く、乱獲になるおそれがあり禁止しており、もし、耕耘の効果を期待するなら、研究所と相談し、地先に限定して耕耘の試験を検討すべきだ

（審議結果）

原案のとおり、委員会指示を発出することが決定された

**(5) 全国海区漁業調整委員会連合海区九州ブロック会議の提案議題について（報告）**

（説明）

事務局から資料5に基づき、報告がなされた

（主な審議や意見）

特になし

**(6) 第41回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）**

（説明）

事務局から資料6に基づき、報告がなされた

（主な審議や意見）

特になし

**(7) その他**

特になし